

中央新幹線建設に伴う喬木村内における 工事用車両の通行等に関する確認書

喬木村（以下「甲」という。）と東海旅客鉄道株式会社（以下「乙」という。）は、乙が喬木村内で実施する中央新幹線建設工事（以下「工事」という。）に伴う、喬木村内における工事用車両（工事を行うにあたり使用する車両をいう。以下同じ。）の通行に関する事項に関して次のとおり確認する。

（目的）

第1条 乙の工事用車両の通行等に関する確認を行うことにより、乙の工事及び工事に伴う工事用車両の通行による影響を低減させ、もって喬木村内の交通安全の確保及び工事の円滑な施工を図ることを目的とする。

（通行ルート）

第2条 乙の工事用車両の通行ルートは、天竜川工区及び阿島北工区については別紙を基本とする。

2 乙は、前項に定める通行ルートを変更する場合は、別紙を変更のうえ、事前に甲と調整し、関係する地区住民への周知を図るものとする。

（安全対策等）

第3条 乙は、一般車両・歩行者等の安全が確保できるよう、工事用車両運転手に対し定期的な安全運転に関する指導を行うなど、必要な安全対策を施すものとする。

2 乙は、一般車両の通行を優先し、一般車両に不便をかけないように努めるものとする。

3 乙は、交通事故の防止、一般車両及び歩行者等の安全で円滑な通行の確保に努めるものとする。

4 乙は、工事用車両の通行による渋滞等道路交通への支障が生じた場合は、甲及び道路管理者と協議のうえ、速やかに対応するものとする。

5 乙は、通行ルートにおいて工事用車両が重なって通行しないように、間隔を空けて出発するなどの対策を講ずるものとする。

6 乙は、工事用車両が喬木村内で休憩や夜間停留を行う場所を、別途確保する必要がある場合は、あらかじめその箇所の使用について甲及び地権者や地区代表等の関係者と協議するものとする。

（通行時間）

第4条 工事用車両の通行時間については、天竜川工区は午前6時から午後7時まで、阿島北工区は午前7時から午後7時までを基本とし、工事箇所ごとに別途定めるものとする。

ただし、特殊車両は、法令の定めにより、21時～5時の時間帯に運搬するものとする。

2 通学通勤時間帯において、乙は工事用車両の通行台数を調整するよう努めるものとする。また、必要により関係する小学校、中学校、特別支援学校及び村教育委員会と工事用車両の通行時間について協議するものとする。

3 工事用車両は日曜日、その他長期休暇期間（乙が事前に告知する日）は通行しないことを基本とする。日曜日その他長期休暇期間において工事用車両が通行する場合、乙は事前に甲に連絡し、関係する地区住民への周知を図るものとする。

- 4 工事用車両の通行により、地元行事等に支障が生じることが予想される場合は、甲は乙に連絡し、乙は工事用車両の通行について配慮するよう努めるものとする。
- 5 乙は、第1項に定める通行時間を変更する場合は、乙は事前に甲に連絡し、関係する地区住民への周知を図るものとする。

(工事影響の低減対策)

- 第5条 乙の工事及び工事用車両の通行に関する苦情等については、原則として乙が速やかに対応するものとし、このような場合において甲は乙に協力するものとする。
- 2 乙の工事用車両の通行に関する住民や関係者からの要望については、甲及び乙で情報を共有したうえで対応を検討し、その結果対策の実施が必要と判断される場合は、その内容に応じて甲又は乙が実施するものとする。
 - 3 乙は、定期的に甲と打合せの場を設け、工事の進捗状況の報告並びに翌月の工事用車両の通行ルート及び台数等を協議するものとする。
 - 4 乙は、工事の進捗状況及び翌月の工事用車両の通行ルート及び台数等について回覧等により住民に周知し、甲はこれに協力するものとする。
 - 5 乙は、工事用車両において国の重量車の燃費基準の認定を受けた車種を使用するよう努めるものとする。

(村道等の清掃及び損傷修繕復旧)

- 第6条 乙の工事及び工事用車両の通行に起因して道路上に土砂・粉じん等の汚れが発生した場合、乙の負担で路面清掃を行い、土砂・粉じん等の飛散防止に努めるものとする。
- 2 乙の工事及び工事用車両の通行が主たる原因として道路施設を損壊等した場合は、乙は、甲及び道路管理者と協議し、早期に復旧に努めるものとする。

(道路管理者との協議)

- 第7条 本確認書の実施にあたり必要な道路管理者との協議は乙が行うものとし、必要に応じて甲はこれに協力するものとする。

(工事施工業者等への通知)

- 第8条 乙は、この確認書の内容及び別途協議した事項について、乙の工事施工業者等に通知し、遵守させるものとする。

(有効期間)

- 第9条 この確認書は、確認の日から工事完了の日までの期間、効力を有するものとする。

(その他)

- 第10条 この確認書に定めのない事項又は疑義が生じた場合は甲及び乙が協議して処理するものとする。

以上、確認書の証として、本書を2通作成し、甲乙おのおの記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 長野県下伊那郡喬木村 6 6 6 4 番地
喬木村長 市瀬直史

乙 長野県飯田市元町 5 4 5 1 番地
東海旅客鉄道株式会社
中央新幹線推進本部
中央新幹線建設部名古屋建設部
中央新幹線長野工事事務所長 小池一之



